公益財団法人静岡県舞台芸術センター定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人静岡県舞台芸術センターと称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、演劇、舞踊等の舞台芸術に関し、その創造活動等を行うことにより、静岡県の芸術文化の振興を図り、もって香り高い文化の創出に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）　舞台芸術の創造及び公演

（２）　舞台芸術に関する人材の育成

（３）　舞台芸術に関する活動の支援

（４）　舞台芸術関係施設の管理運営

（５）　その他目的を達成するために必要な事業

第３章　財産及び会計

（財産の種別）

第５条　この法人の財産は、基本財産及び運用財産の２種類とする。

２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）　基本財産とすることを指定して寄附された財産

（２）　理事会で基本財産とすることを決議した財産

３　運用財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第６条　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第８条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなけれ

ばならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）　監査報告

（２）　理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第10条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第11条　この法人に評議員７名以上12名以内を置く。

2　評議員のうち１名を互選により評議員会会長とする。

（評議員の選任及び解任）

第12条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）　各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人であって、総務省設置法第４条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３　評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第13条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第14条　評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第５章　評議員会

（構成）

第15条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）　理事及び監事の選任又は解任

（２）　芸術総監督の選任又は解任

（３）　理事及び監事の報酬等の額

（４）　評議員に対する報酬等の支給の基準

（５）　事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

（６）　貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認

（７）　定款の変更

（８）　残余財産の処分

（９）　基本財産の処分又は除外の承認

(10)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第17条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第18条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　評議員会を招集するには、会議の目的である事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも１週間前までに各評議員に対して通知しなければならない。

４　理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、理事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

（議長）

第19条　評議員会の議長は、評議員会会長が行うものとする。ただし、評議員会会長に事故があるときは、他の評議員がこれに当たる。

（決議）

第20条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　芸術総監督の解任

（３） 評議員に対する報酬等の支給の基準
（４） 定款の変更
（５） 基本財産の処分又は除外の承認
（６） その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
（議事録）
第21条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　前項の議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員の中から、当該会議において選任された議事録署名人の２名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第６章　役員等

（役員の設置）
第22条　この法人に、次の役員を置く。
（１） 理事　６名以上15名以内
（２） 監事　２名以内
２　理事のうち１名を理事長、１名を副理事長、１名を専務理事とする。
３　前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第１項第２号の業務執行理事とする。
（役員の選任）
第23条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長、副理事長及び専務理事は、理事会が別に定める選定基準に基づき、理事会の決議によって理事の中から選定する。
（理事の職務及び権限）
第24条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　副理事長は、芸術局が所掌する業務を執行し、専務理事は、事務局が所掌する業務を分担執行する。
４　理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第25条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第26条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結

の時までとし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第27条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第28条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（役員の責任の一部免除）

第29条　この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条の規定により、理事及び監事の同法第111条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第７章　理事会

（構成）

第30条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第31条　理事会は、次の職務を行う。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
（４）　芸術総監督の推薦

（招集）

第32条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
３　理事会を招集するには、会議の目的である事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも１週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

（議長）

第33条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、他の理事がこれに

当たる。

（決議）

第34条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第35条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印する。ただし、第33条ただし書きに該当する場合は、出席した理事及び監事が署名又は記名押印する。

第８章　芸術総監督

（芸術総監督の設置）

第36条　この法人に芸術総監督を１名置く。

２　芸術総監督は、理事会が推薦し、評議員会において選任して、評議員会会長が委嘱する。

３　芸術総監督は、第３条の目的を達成するため、第43条に定める芸術局に関し、理事会の承認を経て、次に掲げる職務を行う。

（１）　芸術局の事業の企画立案

（２）　芸術局の予算案の作成

（３）　芸術局の職員の人事案の作成

４　芸術総監督が次のいずれかに該当するときは、評議員の３分の２以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、当該芸術総監督にあらかじめその旨を通知するとともに、解任の決議を行おうとする評議員会において決議する前に、当該芸術総監督に弁明の機会を与えなければならない。

（１）　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

（２）　芸術総監督の職務の遂行がこの法人の目的に合致しないとき、又はこの法人の運営に支障をきたすと認められるとき。

（３）　職務上の義務違反その他芸術総監督としてふさわしくない行為があると認められるとき。

５　前各項に定めるもののほか、芸術総監督に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第９章　顧問

（顧問）

第37条　この法人に、任意の機関として、３名以内の顧問を置くことができる。

２　顧問は、理事会の決議によって選任し、理事長が委嘱する。

３　顧問は、理事長から諮問された事項について参考意見を述べることを職務とする。

４　顧問は、この法人の業務執行の決定その他の権限を有しない。

５　顧問は、無報酬とする。

６　顧問の任期は、第26条第１項の規定を準用する。この場合において「理事」を「顧問」と読み替えるものとする。
７　前各項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章　賛助会員

（賛助会員）
第38条　この法人の目的及び事業に賛同してこの法人の活動を支援する個人及び団体を賛助会員とすることができる。
２　賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第39条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第12条についても適用する。
（解散）
第40条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。
（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第41条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
（残余財産の帰属）
第42条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章　芸術局及び事務局

（芸術局）
第43条　この法人が行う舞台芸術の創造、舞台芸術に関する人材の育成等の芸術活動を行うため、芸術局を置く。
２　芸術局には、局長その他の職員を置く。
３　芸術局の職員は、副理事長が任免する。ただし、芸術局長については、理事長が任免する。
４　芸術局の組織及び所掌事務、職員の事務分掌、給与等に関し必要な事項については、副理事長が別に定める。ただし、芸術局長の給与に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

（事務局）

第44条　この法人の芸術局が所掌する芸術活動以外の事務を行うため、事務局を置く。

２　事務局には、局長その他の職員を置く。

３　事務局の職員は、理事長が任免する。

４　事務局の組織及び所掌事務、職員の事務分掌、給与等に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

第13章　公告の方法

（公告の方法）

第45条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長、副理事長及び専務理事は、次に掲げる者とする。

理事長　　松井　純

副理事長　　宮城　聰

専務理事　　中沖 英敏

４　この定款は、平成27年4月1日から施行する。

５　この定款は、平成29年6月16日から施行する。

６　この定款は、令和４年４月１日から施行する。

事業年度	自	令和5年4月1日	法人コード	A019753
	至	令和6年3月31日	法人名	公益財団法人静岡県舞台芸術センター

役員等名簿

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤
イトウ	ヤスオ	伊藤	裕夫	非常勤
タキ	ヨウコ	瀧	容子	非常勤
オオシタ	ヨシユキ	太下	義之	非常勤
コウガ	マサアキ	甲賀	雅章	非常勤
タカギ	アツコ	高木	敦子	非常勤
オオクボ	ミツオ	大久保	満男	非常勤
ヨコヤマ	マサキ	横山	雅機	非常勤
タカダ	カズフミ	高田	和文	非常勤
ナカミチ	イクヨ	仲道	郁代	非常勤

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤	代表理事
イトウ	キミヤス	伊藤	公保	非常勤	
イワセ	ワコ	岩瀬	和子	非常勤	
スズキ	スミコ	鈴木	壽美子	非常勤	
シライ	ヨシヒサ	白井	嘉尚	非常勤	
ニシミヤ	ヒサカズ	西宮	寿和	常勤	
オオスガ	ノブアキ	大須賀	暢晃	非常勤	
テラダ	セイコ	寺田	聖子	非常勤	
ミヤギ	サトシ	宮城	聰	常勤	
サノ	フミコ	佐野	文子	非常勤	
クサマ	ミチヨ	草間	路代	非常勤	
エザキ	カズアキ	江﨑	和明	非常勤	
ナカニシ	カツノリ	中西	勝則	非常勤	レ

3. 監事

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤
コナガヤ	ヒロシ	小長谷	洋	非常勤
ワタナベ	サトル	渡邉	悟	非常勤

令和５年度事業報告

１　事務管理の概要

（1）理事会等の開催状況

開催年月日	会議	内容	
令和５年４月20日	みなし決議に関する理事会	・評議員会の開催	・全ての理事から可決を得た。
令和５年４月27日	みなし決議に関する評議員会	・評議員及び理事の選任	・全ての評議員から承認を得た。
令和５年５月26日	第１回理事会	・令和４年度事業報告 ・令和４年度決算報告 ・令和５年度事業計画の変更 ・令和５年度定時評議員会の招集	・出席者全員が賛成し可決した。
令和５年６月13日	定時評議員会	・令和４年度決算報告 ・理事の選任 ・令和５年度事業計画の変更	・出席者全員が賛成し、承認を得た。
令和５年６月21日	臨時理事会	・理事長、副理事長、専務理事の選定 ・顧問の選任	・出席者全員が賛成し可決した。
令和５年12月18日	第２回理事会	・令和５年度事業計画の変更 ・令和５年度収支予算の変更 ・ＳＰＡＣ作品出演俳優からの要望への対応 ・令和５年度第２回評議員会の招集	・出席者全員が賛成し可決した。
		・宮城副理事長兼芸術総監督との演出契約の締結	・宮城副理事長兼芸術総監督を除く出席者全員が賛成し可決した。
令和５年12月28日	第２回評議員会	・令和５年度事業計画の変更 ・令和５年度収支予算の変更 ・公益財団法人静岡県舞台芸術センター職員給与規程の改正	・出席者全員が賛成し承認を得た。
令和６年３月６日	第３回理事会	・令和６年度事業計画 ・令和６年度収支予算 ・役員賠償保険の契約締結 ・令和５年度第３回評議員会の招集	・出席者全員が賛成し可決した。
		・宮城副理事長兼芸術総監督との演出契約の締結	・宮城副理事長兼芸術総監督を除く出席者全員が賛成し可決した。
令和６年３月22日	第３回評議員会	・令和６年度事業計画 ・令和６年度収支予算	・出席者全員が賛成し承認を得た。

（2）組織体制

令和５年度の事務局及び芸術局の組織は、下図のとおりである。（令和６年３月 31 日現在）

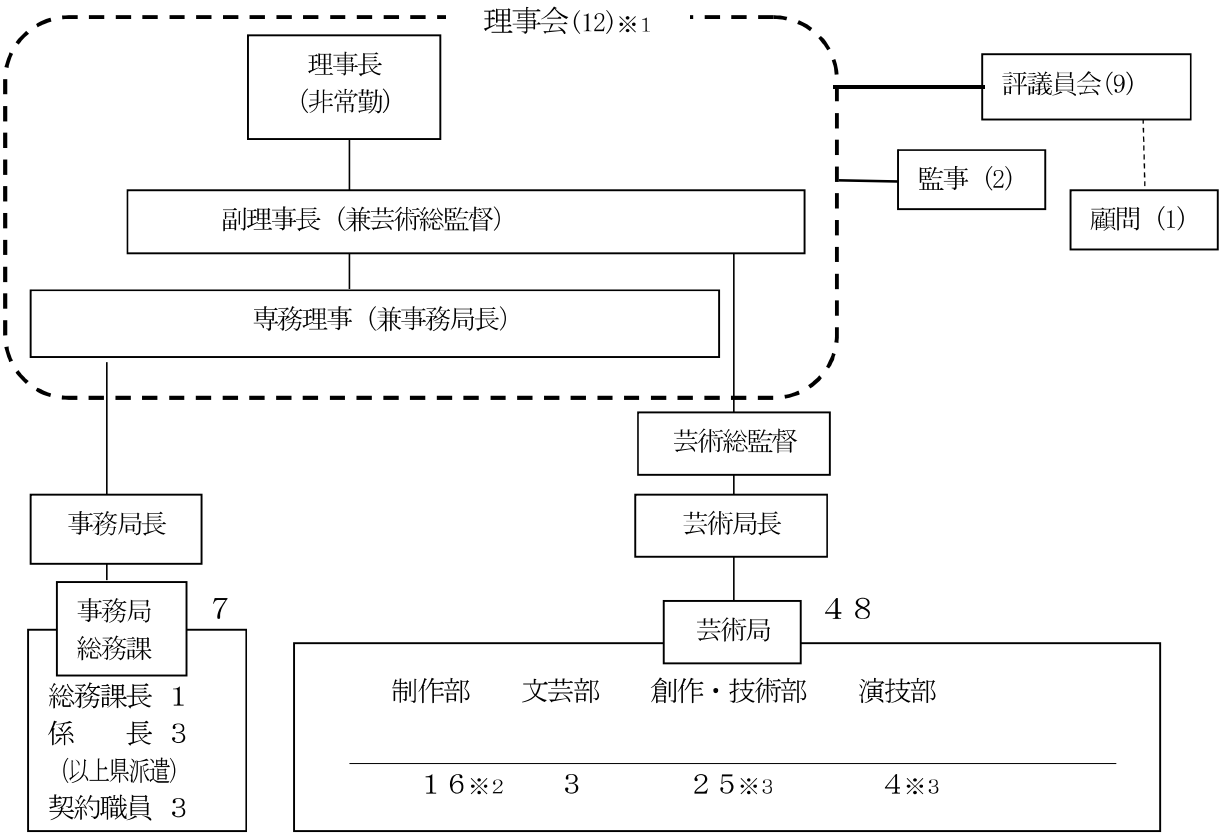

※１ 理事、評議員の人数は令和６年３月 31 日時点の人数による
※２ 芸術局長は制作部に再掲
※３ 令和６年３月１日現在の創作・技術部、演技部の俳優等の短期契約を含む人数による

（3）基本財産の状況

運用については、公債又は定期預金による確実な運用に努めた。 （単位：百万円）

	７年度	８年度	９年度	10 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	令和元年度
基本財産の造成・取崩	５００	５００	４００	３００	△５０	△８０	△７０	△１８０	△１００

※ 令和６年３月 31 日現在残高 12 億２千万円

（4）許認可及び登記の状況

年月日	内容
令和５年４月27日	評議員の就任、理事の就任
令和５年６月13日	理事の重任
令和５年６月21日	代表理事の就任
令和５年６月19日	評議員の辞任・就任の登記、理事の辞任・就任の登記
令和５年９月１日	理事の退任・重任の登記 代表理事の退任・就任の登記

２　事業の概要

（１）　基本方針

俳優、専門技術スタッフを擁する本格的な文化事業財団として、舞台芸術の創造と公演活動を行うとともに、優れた舞台芸術の紹介や舞台芸術家の育成を図り、もって国内外への積極的な情報発信に努め、静岡県の香り高い文化の創出に寄与する。

（２）　財団の事業

【公益事業】

舞台芸術の創造と公演活動や、優れた舞台芸術の紹介、舞台芸術に関する人材の育成、舞台芸術活動の支援を行うことで、芸術文化の振興を図り、静岡県を『演劇の都』とすることで、世界各国の文化との交流の促進や、優れた特徴ある静岡県の情報を国内外に発信する事業を実施した。特に、令和５年度は県内で行う公演の多くは、東アジア文化都市 2023 静岡県認証事業として実施し、また、ＳＰＡＣ自体が東アジア文化都市 2023 静岡県のアンバサダーとして、県の文化の発信に大きく貢献した。

① 舞台芸術の創造と公演

国内外において、舞台芸術のオリジナル作品等の創造と公演を行うとともに、海外等からの招聘作品の公演を行った。なお、県の東アジア文化都市事業として、中国、韓国から招聘した劇団の公演等を上演し、東アジア文化都市の伊豆文学祭と連携して効果を上げた。

ア　県内公演

開催日・時期	区分	演目	公演数	鑑賞者数
４月 29 日 ～５月７日	ふじのくに⇄せかい演劇祭 2023	『アインシュタインの夢』 『XXL レオタードとアナスイの手鏡』 『Dancing Grandmothers』 『パンソリ群唱』 『ハムレット（どうしても！）』	10	1,869 人
５月２日 ～５月６日	ふじのくに野外芸術フェスタ 2023（※）	『天守物語』静岡公演	5	2,156 人
５月 27 日 ～５月 28 日		『天守物語』浜松公演	2	589 人
７月 19 日	TECH BEAT Shizuoka2023	『天守物語』	1	207 人
10 月２日 ～３月 10 日	ＳＰＡＣ秋→春のシーズン（中高生舞台芸術鑑賞事業）	『伊豆の踊子』	39 (29)	10,693 人 (8,449 人)
		『お艶の恋』	10 （７）	2,004 人 (1,415 人)
		『ばらの騎士』	30 (23)	5,995 人 (4,579 人)
合　　計			97 (59)	23,513 人 (14,443 人)

（　）は、中学生・高校生舞台芸術鑑賞事業の公演数で内数

（※）は、ふじのくに野外芸術フェスタ実行委員会からの受託事業。また、５月２日の公演は東アジア文化都市事業の春の式典の招待公演としての公演

○前記のうち、県内出張公演

開催日	演　　目	会　　場	公演数	鑑賞者数
5月27日 ～5月28日	『天守物語』	浜松城公園	2	589人 （ふじのくに野外芸術フェスタ）
12月14日 ～12月15日	『伊豆の踊子』	下田市民文化会館（※）	3 （2）	751人 （580人）
12月22日 ～12月23日		修善寺総合会館	2 （1）	709人 （573人）
2月8日 ～2月15日		浜北文化センター（※）	6 （5）	2,778人 （2,430人）
2月25日 ～2月29日		沼津市民文化センター	5 （4）	2,030人 （1,668人）
合計				6,857人 （5,251人）

（　）は、中学生・高校生舞台芸術鑑賞事業の公演数で内数
（※）は、「静岡県子どもが文化と出会う機会創出事業」（県委託）との共催

イ　県外出張公演

開催日	演目	会場	公演数	鑑賞者数
7月1日～2日	『みつばち共和国』	宮崎県立芸術劇場	2	139人
9月8日～9日	『お艶の恋』	利賀芸術公園内 （富山県南砺市）	2	245人
10月19日 ～23日	『マハーバーラタ～ ナラ王の冒険～』	東京芸術祭 （行幸通り特設会場）	5	3,297人
合計			8	3,681人

ウ　海外公演

開催日	演目	会場	公演数	鑑賞者数
4月26日	『羽衣』	全州市（韓国）	1	2,000人
6月23日～25日	『人形の家』	阿那亜（中国）	3	1,500人
11月2日	『SPAC 俳優の朗読と 津軽三味線演奏』	全州市（韓国）	1	300人
合計			5	3,800人

※全州市の公演は東アジア文化都市記念式典内での公演。

エ　その他

（ア）リーディング・カフェ

お茶を飲みながらリラックスした雰囲気の中で、ＳＰＡＣのスタッフによる公演作品の解説や、実際に参加者が声を出して台本を読むことにより作品について理解を深めてもらった。

開催時期	内容	回数	参加者数	開催地
11月26日、 1月21日	秋→春のシーズン公演等 関連企画	2	22	県内図書館、 公民館

（イ） ばらの騎士サロン・連続講座

ＳＰＡＣ秋→春のシーズンの新作『ばらの騎士』のクリエーションの現場を公開し、参加者とともに作品を育てる企画「ばらの騎士サロン」を実施した。

開催時期	内容	回数	参加者数	会場
9月30日 ～3月10日	施設見学、演目に関する講座、稽古見学、トークショー等	18 (※)	27人	静岡芸術劇場、稽古場、リハーサル室

（※）現地開催以外、演出家による定期配信も実施。

（ウ）おはなし劇場

子育て世代の親子を対象に、絵本の読み聞かせとは違い、俳優の声と音楽でつくる物語の世界を創作し、演劇について理解を深めてもらう企画を県内各地で実施した。

開催日	内容	回数	参加者数	会場
6月1日、 6月6日 ～6月8日	『きつねのおきゃくさま』	4	190人	三島市内保育園他
10月8日、 10月15日、 12月16日	『しりとりのだいすきな おうさま』	3	200人	県内児童館他

（エ）インクルーシブシアター

障害や言葉の壁を越えて楽しむことができる作品を創作・上演し、年齢や障害の有無に関わらず楽しめる観劇機会を提供した。

開催日	演目	回数	鑑賞者数	会場
7月5日、6日、 14日、18日 22日～24日	『ちかくにあるとおく ～鏡の国のアリスより～』バリアフリー公演、ベイビー向け公演	9	437人	静岡芸術劇場1Fロビー、藤枝市立朝比奈第一小学校、富士特別支援学校他

（オ）お茶摘み体験

舞台芸術公園の茶畑を開放して、ＳＰＡＣのスタッフも参加してお茶摘み体験を実施した。（令和５年５月６日）

（カ）各種トークイベント、ワークショップ等の開催

県内各地で、俳優やスタッフ等によるトークイベントやワークショップなどを実施した。

（キ）劇場外での出張劇場・朗読公演等の実施

自治体や地域団体等からの依頼を受け、県内各地域への出張劇場や朗読公演等を行った。会場では、ＳＰＡＣの活動紹介を合わせて実施した。

開催日	内容	回数	鑑賞者数	会場
7月30日 11月26日 11月28日	『猫踊り』	3	221人	函南町立図書館 ＢＯＸシアター 御前崎市立図書館
11月4日	『ころべばいいのに』	1	39人	天龍山清心寺

11月７日	『犬を連れた奥さん』	1	150人	沼津市民文化センター
２月18日	『伊豆の踊子』	1	95人	河津七滝ループ橋
３月23日	『中村岩五郎』	1	16人	清水港船宿記念館末廣
合計		7	521人	

（ク）「ストレンジシード」の実施

招聘団体に加え公募により選出された団体が、市内各所で演劇やダンス等のパフォーミングアーツを披露する「ストレンジシード」を実施した。

開催期間	内容	出演団体数	鑑賞者数	会場
５月３日 ～６日	演劇やダンス等のパフォーミングアーツ	12	13,753人	駿府城公園内及びその周辺市街地

（ケ）「私のあしながおじさんプロジェクト for Family 2023」の実施

県内のひとり親家庭支援及び就学援助を受けているご家庭に鑑賞チケットをプレゼントし、「親子で一緒に本格的な演劇作品を鑑賞する」という体験を届けるプロジェクト。各地域の関係団体等の協力の下で実施した。

開催日	演目	鑑賞者数	会場
10月29日 ～11月19日	『伊豆の踊子』	８組17名	静岡芸術劇場
12月２日	『お艶の恋』	１組４名	静岡芸術劇場
12月23日	『伊豆の踊子』	１組３名	修善寺総合会館
２月10日	『伊豆の踊子』	３組７名	浜北文化センター
２月25日	『伊豆の踊子』	８組20名	沼津市民文化センター
１月８日 ～３月10日	『ばらの騎士』	６組15名	静岡芸術劇場

（コ）「SHIZUOKA ART Gastronomy by SPAC×JUNKO KOSHINO」の実施

SPACの演劇、JUNKO KOSHINO氏のデザイン・パフォーマンス及び日本平ホテルの料理を楽しむ、アート、デザイン、パフォーマンス、食のコラボレーションイベントを開催した。

開催日	演目	会場	公演数	鑑賞者数
９月24日、25日	『刺青』	舞台芸術公園「楕円堂」	２	72人

（サ）「歓喜に至れ！～ベートーヴェン「第九」による～」の実施

東アジア文化都市2023静岡県クライマックス公演として、台本・演出を宮城芸術総監督が務め、アクターとしてＳＰＡＣ俳優が出演し、「ダンス×音楽×演劇」が融合した新しい舞台を提供した。

開催日	演目	会場	公演数	鑑賞者数
12月３日	『歓喜に至れ！～ベートーヴェン「第九」による～』	アクトシティ浜松中ホール	1	786人

② 舞台芸術に関する人材育成

ア　ＳＰＡＣ演劇アカデミーの実施

高校生を対象とした１年制の演劇学校。３期生 16 人の高校生たちに対してＳＰＡＣの俳優やスタッフ等がきめ細かな指導を行い、演劇を学んだ。具体的には、名作戯曲の上演に向けての稽古や、教養と英語の学習等を行ったほか、成果発表会を実施した。

【成果発表会】

開催日	演目	鑑賞者数	会場
３月 24 日	『卒塔婆小町』	175 人	静岡芸術劇場

イ　ＳＰＡＣシアタースクールの実施

夏休み期間中に、県内の中学１年生から高校２年生の生徒たちに、講義や実技、鑑賞を通じて、演劇の魅力をより深く体感してもらうことを目的としてシアタースクールを実施し、最終日にはその成果の発表会を行った。

【成果発表会】

開催日	演目	参加者数	会場
８月 19 日、20 日	『グスコーブドリの伝記』	393 人	静岡芸術劇場

ウ 「スパカンファン-プラス＝ＳＰＡＣ-ＥＮＦＡＮＴＳ-ＰＬＵＳ」の実施

フランスを拠点に国際的な活動を展開する振付家・ダンサーのメルラン・ニヤカム氏を迎え、オーディションで選ばれた静岡の中高生とともに新しい舞台を創造するプロジェクトであるスパカンファン-プラスを実施した。

(※ＳＰＡＣ－ＥＮＦＡＮＴＳ＝フランス語でスパックの子どもたち)

開催日	演目	参加者数	会場
８月５日、６日	『Reborn-灰から芽吹く-』	332 人	静岡芸術劇場
８月 20 日	成果発表会	41 人	稽古場棟１

エ 「異才・天才・奇才ＳＰＡＣこども大会」の開催

子どもたちの感性あふれる表現力を育くむとともに、次世代の舞台芸術の担い手を育て応援するため、県内の小学生を対象として、歌唱、舞踊、演奏、その他様々な身体芸などの才能を発揮する「こども大会」を実施した。

開催日	内容	参加者数	入場者数	会場
３月 16 日、17 日	歌唱、舞踊、演奏、その他様々な身体芸の発表	71 人	368 人	静岡芸術劇場

オ 「ＳＰＡＣシアターアーツ・ラウンジ」の開講

演劇後に、演劇の感想・批評をはじめ、様々なテーマについて、討議・意見交換を行うアーティストトークを実施した。

開催日	内容	回数	参加者数	会場
10 月７日、11 月 18 日	「伊豆の踊子」	２	270 人	静岡芸術劇場
12 月２日	「お艶の恋」	１	179 人	
１月７日、13日、 ３月 10 日	「ばらの騎士」	３	638 人	
合計		６	1,087 人	

カ　バックステージツアーの実施

ＳＰＡＣ創作・技術部を中心に、舞台裏の案内を実施した。

開催日	内容	回数	参加者数	会場
10 月 29 日、 11 月 11 日、19 日	「伊豆の踊子」	3	103 人	静岡芸術劇場
12 月９日	「お艶の恋」	1	43 人	
１月８日、14 日、 21 日	「ばらの騎士」	3	143 人	
合計		7	289 人	

キ 「はじめての演劇鑑賞講座」の実施

上演作品について、より深く理解してもらうため、ＳＰＡＣ俳優による上演作品の解説を行う演劇鑑賞講座を実施した。

開催日	内容	回数	参加者数	会場
11 月 12 日	「伊豆の踊子」	1	14 人	静岡芸術劇場
12 月 10 日	「お艶の恋」	1	22 人	
合計		2	36 人	

ク　「静岡県子どもが文化と出会う機会創出事業（演劇）」の実施

静岡県からの委託を受け、県内における芸術文化の振興と裾野の拡大を目的とし、子どもたちが多様な文化と出会い、体験する機会を提供するプログラムを実施した。

（ア）学校訪問プロジェクト

「ひらけ！パフォーミングアーツのとびら」と題し、県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校、放課後児童クラブなどをＳＰＡＣの俳優・スタッフが訪問し、子どもたちが演劇を体験する機会を提供した。

開催期間	内容	施設数	参加者数	会場
６月８日～ １月 22 日	朗読講座、ワークショップ、演劇創作、ダンスプログラム、出前劇場　等	13	1,208 人	沼津市立第五小学校、静岡県立松崎高校ほか

（イ）出張公演（再掲）

地域の公共ホール等で中学校・高校・特別支援学校を対象とした出張公演を行い、遠隔地の子どもたちに本物の演劇に触れる機会を提供した。

開催日	演目	公演数	鑑賞者数	会場
２月８日	『伊豆の踊子』	1	675 人	浜北文化センター
２月 26 日	『伊豆の踊子』	1	780 人	沼津市民文化センター

ケ　「静岡県子どもが文化と出会う機会創出事業（おやこ小学校）」の実施

静岡県からの委託を受け、芸術に触れる体験機会の少ない小学生及びその保護者を対象とした親子向け講座を実施した。

開催日	内容	回数	鑑賞者数	会場
６月４日～18 日	算数・国語・体育などのレクチャー、ワークショップ	6	219 人	静岡芸術劇場
７月１日～９日		4	154 人	浜松市科学館
７月 15 日～23 日		4	146 人	沼津市文化センター

コ　「静岡県子どもが文化と出会う機会創出事業（インクルーシブシアター）」の実施（再掲）

静岡県からの委託を受け、障害や言葉の壁を越えて楽しむことができる作品を創作・上演し、年齢や障害の有無に関わらず楽しめる観劇機会を提供した。

開催日	演目	回数	鑑賞者数	会場
7月5日～18日	『ちかくにあるとおく ～鏡の国のアリスより～』バリアフリー公演	5	320人	藤枝市立朝比奈第一小学校、静岡県立中央特別支援学校ほか

③ 舞台芸術に関する活動の支援

ア　「ＳＰＡＣ県民月間」の実施

県内を中心に、演劇やダンス、音楽等の舞台芸術活動を行っている団体を募集し、舞台芸術公園を使用しての自主的な創造・上演活動を支援した。

開催日	団体名	演目	公演数	鑑賞者数	会場
8月26日、27日	K's pro.	『キャロル　夢からの伝言』	2	458人	舞台芸術公園（野外劇場）
2月24日、25日	FOX WORKS	『生きるフリー素材』	2	36人	舞台芸術公園（BOXシアター）

イ　人材の派遣と技術支援

静岡県や県内市町、県内大学等へ委員・講師などとして派遣した。

派遣先	内容
静岡県	「人づくり・学校づくり」実践委員会 委員派遣
静岡県	ふじのくに子ども芸術大学実行委員会 委員派遣
静岡県	小・中・高校教員初任者研修 講師派遣
静岡県/伊豆文学ﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙ実行委員会	伊豆文学フォーラム 出演者（作品朗読）派遣
静岡県高等学校文化連盟	静岡県高等学校演劇研究大会 審査員派遣
静岡県高等学校文化連盟	静岡県西部高等学校演劇協議会生徒講習会　講師派遣
静岡県高等学校国語教育研究会	国語科研究会中部支部研修会　講師派遣
磐田市	磐田こどもミュージカル育成委員会 講師派遣
沼津市	万年青大学公開講座　講師派遣
静岡大学	「演劇文化論」講師派遣
専修大学	演劇ワークショップ講師派遣
静岡文化芸術大学	「芸術表現Ｂ」講師派遣
清水南中学校	「表現」授業　講師派遣
清水南高等学校	「探求と表現」講師派遣
旧高根幼稚園	造形教室「こどものじかん」　講師派遣

ウ　舞台芸術に関する研究誌の発行

「ふじのくに⇄せかい演劇祭」や「秋→春のシーズン」のテーマ等について、各界の専門家による対談や論考を掲載した研究誌「劇場文化」を発行した。

④ 「ふじのくに⇄せかい演劇祭2023」の開催（再掲）

静岡から世界に向けて演劇の魅力等を発信する国際的な舞台芸術の祭典「ふじのくに⇄せかい演劇祭2023」を開催した。県の東アジア文化都市事業として中国、韓国から招聘した劇団の公演等を開催した。

開催期間	令和５年４月 29 日（土）～５月７日（日）
会場	静岡芸術劇場、舞台芸術公園（野外劇場）
作品数	５作品
鑑賞者数	1,869 人

［作品一覧］

作品	演出家・出演団体等	公演数	会場
『アインシュタインの夢』（中国）	演出：孟京輝（モン・ジンフイ） 製作：ノース・パーク・シアター 孟京辉戏剧工作室(モン・シアター・スタジオ)	2	静岡芸術劇場
『XXL レオタードとアナスイの手鏡』（韓国）	演出：チョン・インチョル 作：パク・チャンギュ 制作：シアター・カンパニー・ドルパグ	2	静岡芸術劇場
『Dancing Grandmothers』（韓国）	振付・演出：アン・ウンミ 製作：アン・ウンミ舞踊団、斗山アートセンター	2	静岡芸術劇場
『パンソリ群唱』（韓国）	演出・作・音楽監督：パク・インヘ 制作：パンソリ・アジト・ルポックス	2	舞台芸術公園（楕円堂）
『ハムレット（どうしても！）』（フランス）	テキスト：ウィリアム・シェイクスピアに基づく 翻訳・演出：オリビエ・ピィ 製作：アヴィニョン演劇祭	2	舞台芸術公園（野外劇場）
合計		10	

⑤　「ふじのくに⇄せかい演劇祭 2024」の開催準備

令和６年度に開催する「ふじのくに⇄せかい演劇祭 2024」の内容検討・広報等の諸準備を行った。

⑥　「ふじのくに野外芸術フェスタ 2023」の開催（再掲）

野外芸術で「ふじのくに」の魅力の発信し、賑わいを創出することにより、国内外からの誘客や交流人口の拡大につなげ、「ふじのくに芸術回廊」の実現を目指す、ふじのくに野外芸術フェスタ 2023 を実施した。

ア　静岡公演（駿府城公園（静岡市葵区））

開催期間	演目	出演団体等	公演数	鑑賞者数
５月２日 ～６日	『天守物語』	演出：宮城聰 出演：ＳＰＡＣ	5	2,156 人

※５月２日の公演は東アジア文化都市事業の春の式典の招待公演としての公演

イ　浜松公演（浜松城公園（浜松市中央区））

開催日	演目	出演団体等	公演数	鑑賞者数
５月 27 日、 28 日	『天守物語』	演出：宮城聰 出演：ＳＰＡＣ	2	589 人

ウ　ストレンジシード

開催期間	内容	出演団体数	鑑賞者数	会場
５月３日 ～６日	演劇やダンス等のパフォーミングアーツ	12	13,753 人	駿府城公園内及びその周辺市街地

⑦ 舞台芸術公園の管理（県からの指定管理業務）

ア　舞台芸術公園の維持管理業務

指定管理業務の内容			
施設内警備	施設内清掃	空調設備保守点検	消防設備保守点検
電機設備保守点検	給水設備保守点検	汚水処理施設保守点検	舞台照明設備保守点検
舞台音響設備保守点検	舞台機構設備保守点検	植栽等園地管理	公園内施設の各種修繕
施設内警備	施設内清掃	空調設備保守点検	消防設備保守点検

イ　公園利活用の促進

ＳＰＡＣの活動拠点である舞台芸術公園の魅力向上及び舞台芸術への理解醸成を図るため、国内外の舞台芸術の歴史やＳＰＡＣの歩み等を掲示する演劇ミュージアム「せかいの劇場ミニミュージアムてあとろん」を舞台芸術公園研修交流宿泊Ａ棟内（カチカチ山）に整備し運営した。

(ｱ)「てあとろんデー！」の開催

舞台芸術公園と演劇ミュージアム「せかいの劇場ミニミュージアムてあとろん」を県民に楽しんでもらうため、読書会やSPAC俳優のガイドによる園内ツアー等を行うイベント「てあとろんデー！」を実施した。

開催日	内容	回数	参加者数	会場
４月15日	読書会、SPAC俳優による園内ツアー、ワークショップ、カフェ営業等	1	55人	舞台芸術公園
７月29日		1	54人	
９月30日		1	34人	
11月26日		1	87人	
１月27日		1	52人	
３月30日		1	153人	

⑧ 賛助会員及びＳＰＡＣの会

ア　会員の状況（令和６年３月31日現在）

		人数及び団体数
賛助会員	個人	11人
	法人	41団体
	個人特別	３人
	法人特別	４団体
ＳＰＡＣの会	個人（ゆうゆう）	340人（197人）
	法人サポーターズクラブ	12団体

【収益事業】

① カフェ・物販事業の実施

舞台芸術への理解や知識を深めるとともに、ＳＰＡＣの活動に親しみを持ってもらうことを目的に、書籍やＴシャツ等の販売、カフェの営業等を行った。

② 舞台芸術公園飲料自動販売機設置運用事業の実施

舞台芸術公園の利用者サービスの向上と当法人の収入確保に寄与するため、舞台芸術公園に飲料自動販売機を設置し運用した。

貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	44,976,686	76,721,520	-31,744,834
未収金	66,306,012	70,104,525	-3,798,513
前払金	570,213	990,838	-420,625
仮払金	226,220	200,000	26,220
立替金	0	36,848	-36,848
棚卸資産	3,356,186	3,492,405	-136,219
流動資産合計	115,435,317	151,546,136	-36,110,819
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	1,249,739,344	1,261,582,952	-11,843,608
定期預金（基本財産）	8,136,927	8,136,927	0
基本財産合計	1,257,876,271	1,269,719,879	-11,843,608
(2) 特定資産			
中高生舞台芸術鑑賞事業積立資産	40,000,000	40,000,000	0
退職給付引当資産	4,072,000	3,740,000	332,000
賞与引当資産	1,764,000	1,753,000	11,000
特定資産合計	45,836,000	45,493,000	343,000
(3) その他固定資産			
建物	913,419	1,111,168	-197,749
構築物	1,893,341	1,945,503	-52,162
車両運搬具	6	28,124	-28,118
工具器具備品	16,007,560	18,280,580	-2,273,020
機械装置	2	2	0
電話加入権	1,201,200	1,201,200	0
投資有価証券	249,056	250,248	-1,192
その他固定資産合計	20,264,584	22,816,825	-2,552,241
固定資産合計	1,323,976,855	1,338,029,704	-14,052,849
資産の部合計	1,439,412,172	1,489,575,840	-50,163,668
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金	51,541,007	43,720,247	7,820,760
前受金	2,529,500	3,986,350	-1,456,850
預り金	2,968,946	2,628,710	340,236
短期借入金	0	70,000,000	-70,000,000
仮受金	282,355	193,100	89,255
賞与引当金	1,764,000	1,753,000	11,000
流動負債合計	59,085,808	122,281,407	-63,195,599
2 固定負債			
長期未払金	88,572	442,860	-354,288
退職給付引当金	4,072,000	3,740,000	332,000
固定負債合計	4,160,572	4,182,860	-22,288
負債の部合計	63,246,380	126,464,267	-63,217,887
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
基本財産評価損益	37,876,271	49,719,879	-11,843,608
静岡県出捐金	1,260,000,000	1,260,000,000	0
指定正味財産合計	1,297,876,271	1,309,719,879	-11,843,608
（うち基本財産への充当額）	(1,257,876,271)	(1,269,719,879)	(-11,843,608)
（うち特定資産への充当額）	(40,000,000)	(40,000,000)	(0)
2 一般正味財産	78,289,521	53,391,694	24,897,827
正味財産の部合計	1,376,165,792	1,363,111,573	13,054,219
負債及び正味財産合計	1,439,412,172	1,489,575,840	-50,163,668

正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,809,235	5,809,235	0
基本財産受取利息	5,809,235	5,809,235	0
特定資産運用益	764	1,540	-776
特定資産受取利息	764	1,540	-776
受取会費	9,093,000	8,915,000	178,000
受取会費	9,093,000	8,915,000	178,000
事業収益	38,499,700	47,101,947	-8,602,247
入場料収益	14,097,170	14,078,841	18,329
出演料収益	12,130,000	23,063,810	-10,933,810
参加料収益	818,000	213,900	604,100
販売収益	558,990	534,090	24,900
その他の収益	882,211	920,541	-38,330
派遣収益	10,013,329	8,290,765	1,722,564
受取補助金等	514,625,841	490,095,575	24,530,266
受取補助金	235,000,000	257,863,000	-22,863,000
受取国庫補助金	52,496,000	59,273,000	-6,777,000
受取受託金	214,159,841	161,289,575	52,870,266
受取民間助成金	12,970,000	11,670,000	1,300,000
受取負担金	22,000,000	1,954,960	20,045,040
受取負担金	22,000,000	1,954,960	20,045,040
受取寄付金	939,000	40,880,000	-39,941,000
受取寄付金	939,000	880,000	59,000
受取寄付金振替額	0	40,000,000	-40,000,000
雑収益	844,962	1,646,839	-801,877
雑収益	844,962	1,646,839	-801,877
経常収益計	591,812,502	596,405,096	-4,592,594
(2) 経常費用			
事業費	538,267,251	600,188,334	-61,921,083
報酬	240,985,693	262,070,823	-21,085,130
給料手当	28,013,532	27,926,813	86,719
賞与引当金繰入額	1,427,000	1,421,000	6,000
福利厚生費	4,843,444	4,668,624	174,820
旅費交通費	14,008,103	19,288,614	-5,280,511
通信運搬費	6,073,773	9,028,766	-2,954,993
車両運搬具減価償却費	28,118	394,037	-365,919
構築物減価償却費	52,162	52,162	0
工具器具備品減価償却費	2,273,019	2,407,951	-134,932
建物減価償却費	197,749	568,399	-370,650
消耗品費	15,637,998	17,644,157	-2,006,159
修繕費	6,114,129	8,115,605	-2,001,476
印刷製本費	2,305,132	4,509,465	-2,204,333
光熱水料費	24,504,813	31,600,819	-7,096,006
使用料及び賃借料	27,592,893	29,735,116	-2,142,223
災害保険料	1,029,680	1,046,460	-16,780
保険料	894,202	1,511,812	-617,610
諸謝金	34,141,410	50,498,478	-16,357,068
租税公課	2,524,350	9,177,750	-6,653,400
支払負担金、補助金及び交付金	11,803,837	2,355,411	9,448,426
支払利息	161,352	1,002,266	-840,914
委託費	108,290,909	107,433,861	857,048
手数料	4,529,136	6,805,644	-2,276,508

正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
食糧費	372,407	254,649	117,758
雑費	462,410	669,652	-207,242
管理費	28,646,231	27,029,274	1,616,957
役員報酬	491,200	532,000	-40,800
給料手当	11,208,538	10,902,553	305,985
退職給付費用	332,000	332,000	0
賞与引当金繰入額	337,000	332,000	5,000
福利厚生費	2,906,288	2,764,321	141,967
会議費	355,129	360,226	-5,097
旅費交通費	220,170	152,120	68,050
通信運搬費	258,105	277,214	-19,109
消耗品費	432,245	517,222	-84,977
修繕費	132,029	106,864	25,165
印刷製本費	3,960	10,560	-6,600
光熱水料費	4,195,193	5,180,996	-985,803
使用料及び賃借料	573,143	668,327	-95,184
災害保険料	207,000	236,340	-29,340
保険料	99,990	99,990	0
租税公課	593,750	653,500	-59,750
支払負担金、補助金及び交付金	313,500	303,500	10,000
委託費	5,316,100	2,969,800	2,346,300
手数料	656,815	570,970	85,845
食糧費	14,076	9,271	4,805
雑費	0	49,500	-49,500
経常費用計	566,913,182	627,217,608	-60,304,126
評価損益等調整前当期経常増減額	24,899,020	-30,812,512	55,711,532
投資有価証券評価損益等	-1,192	-696	-496
投資有価証券評価損益等	-1,192	-696	-496
評価損益等計	-1,192	-696	-496
当期経常増減額	24,897,828	-30,813,208	55,711,036
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	1	2	-1
什器備品売却損	1	2	-1
経常外費用計	1	2	-1
当期経常外増減額	-1	-2	1
他会計からの繰入額	331,013	8,297,679	-7,966,666
他会計への繰出額	331,013	8,297,679	-7,966,666
税引前当期一般正味財産増減額	24,897,827	-30,813,210	55,711,037
当期一般正味財産増減額	24,897,827	-30,813,210	55,711,037
一般正味財産期首残高	53,391,694	84,204,904	-30,813,210
一般正味財産期末残高	78,289,521	53,391,694	24,897,827
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産評価損益等	-11,843,608	-10,713,704	-1,129,904
基本財産評価損益等	-11,843,608	-10,713,704	-1,129,904
一般正味財産への振替額	0	40,000,000	-40,000,000
一般正味財産への振替額	0	40,000,000	-40,000,000
当期指定正味財産増減額	-11,843,608	-50,713,704	38,870,096
指定正味財産期首残高	1,309,719,879	1,360,433,583	-50,713,704
指定正味財産期末残高	1,297,876,271	1,309,719,879	-11,843,608
Ⅲ 正味財産期末残高	1,376,165,792	1,363,111,573	13,054,219

正味財産増減計算書内訳表

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

(単位：円)

科　目	公益目的事業	収益目的事業	法人管理	合　計
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
1．経常増減の部				
(1)　経常収益				
基本財産運用益	4,647,384	0	1,161,851	5,809,235
基本財産受取利息	4,647,384	0	1,161,851	5,809,235
特定資産運用益	764	0	0	764
特定資産受取利息	764	0	0	764
受取会費	9,093,000	0	0	9,093,000
受取会費	9,093,000	0	0	9,093,000
事業収益	37,058,499	1,441,201	0	38,499,700
入場料収益	14,097,170	0	0	14,097,170
出演料収益	12,130,000	0	0	12,130,000
参加料収益	818,000	0	0	818,000
販売収益	0	558,990	0	558,990
その他の収益	0	882,211	0	882,211
派遣収益	10,013,329	0	0	10,013,329
受取補助金等	488,775,841	0	25,850,000	514,625,841
受取補助金	209,150,000	0	25,850,000	235,000,000
受取国庫補助金	52,496,000	0	0	52,496,000
受取受託金	214,159,841	0	0	214,159,841
受取民間助成金	12,970,000	0	0	12,970,000
受取負担金	22,000,000	0	0	22,000,000
受取負担金	22,000,000	0	0	22,000,000
受取寄付金	939,000	0	0	939,000
受取寄付金	939,000	0	0	939,000
雑収益	844,901	0	61	844,962
雑収益	844,901	0	61	844,962
経常収益計	563,359,389	1,441,201	27,011,912	591,812,502
(2)　経常費用				
事業費	537,527,447	739,804	0	538,267,251
報酬	240,985,693	0	0	240,985,693
給料手当	28,013,532	0	0	28,013,532
賞与引当金繰入額	1,427,000	0	0	1,427,000
福利厚生費	4,843,444	0	0	4,843,444
旅費交通費	14,008,103	0	0	14,008,103
通信運搬費	6,055,469	18,304	0	6,073,773
車両運搬具減価償却費	28,118	0	0	28,118
構築物減価償却費	52,162	0	0	52,162
工具器具備品減価償却費	2,273,019	0	0	2,273,019
建物減価償却費	197,749	0	0	197,749
消耗品費	15,360,077	277,921	0	15,637,998
修繕費	6,114,129	0	0	6,114,129
印刷製本費	2,275,057	30,075	0	2,305,132
光熱水料費	24,504,813	0	0	24,504,813
使用料及び賃借料	27,591,193	1,700	0	27,592,893
災害保険料	1,029,680	0	0	1,029,680
保険料	894,202	0	0	894,202
諸謝金	34,141,410	0	0	34,141,410
租税公課	2,524,350	0	0	2,524,350
支払負担金、補助金及び交付金	11,797,837	6,000	0	11,803,837
支払利息	161,352	0	0	161,352
委託費	108,290,909	0	0	108,290,909
手数料	4,526,382	2,754	0	4,529,136
食糧費	372,407	0	0	372,407
雑費	59,360	403,050	0	462,410
管理費	0	0	28,646,231	28,646,231
役員報酬	0	0	491,200	491,200
給料手当	0	0	11,208,538	11,208,538
退職給付費用	0	0	332,000	332,000

正味財産増減計算書内訳表

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

（単位：円）

科　目	公益目的事業	収益目的事業	法人管理	合　計
賞与引当金繰入額	0	0	337,000	337,000
福利厚生費	0	0	2,906,288	2,906,288
会議費	0	0	355,129	355,129
旅費交通費	0	0	220,170	220,170
通信運搬費	0	0	258,105	258,105
消耗品費	0	0	432,245	432,245
修繕費	0	0	132,029	132,029
印刷製本費	0	0	3,960	3,960
光熱水料費	0	0	4,195,193	4,195,193
使用料及び賃借料	0	0	573,143	573,143
災害保険料	0	0	207,000	207,000
保険料	0	0	99,990	99,990
租税公課	0	0	593,750	593,750
支払負担金、補助金及び交付金	0	0	313,500	313,500
委託費	0	0	5,316,100	5,316,100
手数料	0	0	656,815	656,815
食糧費	0	0	14,076	14,076
経常費用計	537,527,447	739,804	28,646,231	566,913,482
評価損益等調整前当期経常増減額	25,831,942	701,397	-1,634,319	24,899,020
投資有価証券評価損益等	-1,192	0	0	-1,192
投資有価証券評価損益等	-1,192	0	0	-1,192
評価損益等計	-1,192	0	0	-1,192
当期経常増減額	25,830,750	701,397	-1,634,319	24,897,828
2．経常外増減の部				
(1)　経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2)　経常外費用				
固定資産売却損	1	0	0	1
什器備品売却損	1	0	0	1
経常外費用計	1	0	0	1
当期経常外増減額	-1	0	0	-1
他会計振替前当期一般正味財産増減額	25,830,749	701,397	-1,634,319	24,897,827
他会計振替額	331,013	-331,013	0	0
他会計からの繰入額	331,013	0	0	331,013
他会計への繰出額	0	331,013	0	331,013
税引前当期一般正味財産増減額	26,161,762	370,384	-1,634,319	24,897,827
当期一般正味財産増減額	26,161,762	370,384	-1,634,319	24,897,827
一般正味財産期首残高	31,175,544	6,104,440	16,111,710	53,391,694
一般正味財産期末残高	57,337,306	6,474,824	14,477,391	78,289,521
Ⅱ　指定正味財産増減の部				
基本財産評価損益等	-9,474,886	0	-2,368,722	-11,843,608
基本財産評価損益等	-9,474,886	0	-2,368,722	-11,843,608
当期指定正味財産増減額	-9,474,886	0	-2,368,722	-11,843,608
指定正味財産期首残高	1,047,775,905	0	261,943,974	1,309,719,879
指定正味財産期末残高	1,038,301,019	0	259,575,252	1,297,876,271
Ⅲ　正味財産期末残高	1,095,638,325	6,474,824	274,052,643	1,376,165,792

財産目録

令和6年3月31日現在

（単位：円）

科目		場所・物量等	使用目的等	金額
（流動資産）				
	普通預金	（普通預金小計）		44,976,686
		静岡銀行呉服町支店	運転資金として保有	15,313,819
		スルガ銀行静岡県庁支店	運転資金として保有	28,439,463
		清水銀行本店営業部		189,073
		静岡中央銀行静岡支店		3,117
		しずおか焼津信用金庫本店		673,646
		静清信用金庫本店営業部		149,540
		静岡県信用農業協同組合連合会本店		197,442
		ゆうちょ銀行		10,586
	未収金		入場料、派遣収入、補助金等	66,306,012
	前払金		労災保険料、役員賠償責任保険料	570,213
	仮払金		翌年度事業の必要経費等	226,220
	棚卸資産		書籍、Tシャツ・バッグ	3,356,186
流動資産合計				115,435,317
（固定資産）				
基本財産	投資有価証券	（投資有価証券小計）		1,249,739,344
		国債	公益・管理目的保有財産	350,746,400
		都道府県債	（運用益は公益事業・管理事業の財源に）	898,992,944
	定期預金	（定期預金小計）	公益・管理目的保有財産	8,136,927
		静岡銀行呉服町支店	（運用益は公益事業・管理事業の財源に）	8,136,927
	基本財産合計			1,257,876,271
特定資産				
	中高生舞台芸術鑑賞事業積立資産	定期預金（静岡銀行呉服町支店）	中高生舞台芸術鑑賞事業積立資産として管理	30,000,000
		定期預金（スルガ銀行静岡県庁支店）	同　上	10,000,000
	退職給付引当資産	通知預金　スルガ銀行静岡県庁支店	退職金支払に備えたもの	4,072,000
	賞与引当資産	定期預金　スルガ銀行静岡県庁支店	賞与支払に備えたもの	1,764,000
	特定資産合計			45,836,000
その他固定資産				
	建物	静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的事業用財産	913,419
	車両運搬具	静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的及び管理事業用財産	6
	構築物	静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的事業用財産	1,893,341
	機械装置	静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的事業用財産	2
	工具器具備品	静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的及び収益・管理事業用財産	16,007,560
	電話加入権		公益目的事業用財産	1,201,200
	投資有価証券		公益目的事業用財産	249,056
	その他固定資産合計			20,264,584
固定資産合計				1,323,976,855
資産合計				1,439,412,172
（流動負債）				
	未払金	（未払金計）		51,541,007
		管理費	管理事業未払金	3,114,079
		舞台芸術の創造と公演	公益事業未払金	37,798,422
		舞台芸術に関する人材の育成	同　上	741,777
		舞台芸術に関する活動の支援	同　上	13,906
		施設管理運営事業	同　上	5,645,186
		あじのくにっせかい演劇祭2024準備事業	同　上	3,047,055
		子どもが文化と出会う機会創出事業	同　上	14,436
		演劇ミュージアム	同　上	28,645
		運営費	同　上	1,131,935
		カフェ・物販	収益事業未払金	5,566
	前受金	（前受金計）		2,529,500
		令和6年度「SPACの会」会費	公益目的事業前受金	2,522,500
		令和6年度チケット代	公益目的事業前受金	7,000
	預り金	（預り金計）		2,968,946
		社会保険料	社会保険料の預り金	171,790
		所得税	所得税の預り金	2,617,056
		住民税	住民税の預り金	180,100
	短期借入金	静岡銀行呉服町支店、スルガ銀行静岡県庁支店	年度末の支払に備えるための借入れ	0
	賞与引当金	スルガ銀行静岡県庁支店	賞与支払に備えたもの	1,764,000
	仮受金	あしながおじさんプロジェクト,チケット手数料	あしながおじさんプロジェクト仮受け金等	282,355
流動負債合計				59,085,808
（固定負債）	長期未払金		公用車のローン	88,572
	退職給付引当金		退職金支払に備えたもの	4,072,000
固定負債合計				4,160,572
負債合計				63,246,380
正味財産				1,376,165,792

令和６年度事業計画

Ⅰ　基本方針

俳優、専門技術スタッフを擁する本格的な文化事業財団として、舞台芸術の創造と公演活動を行うとともに、優れた舞台芸術の紹介や舞台芸術家の育成を図り、もって国内外への積極的な情報発信に努め、静岡県の香り高い文化の創出に寄与する。

Ⅱ　財団の運営

１　理事会・評議員会の開催

財団の基本方針、事業計画、予算などを議決するために、理事会、評議員会を開催し適切な運営に努める。

２　組織体制

令和６年度の事務局及び芸術局の組織は、下図のとおりとする。

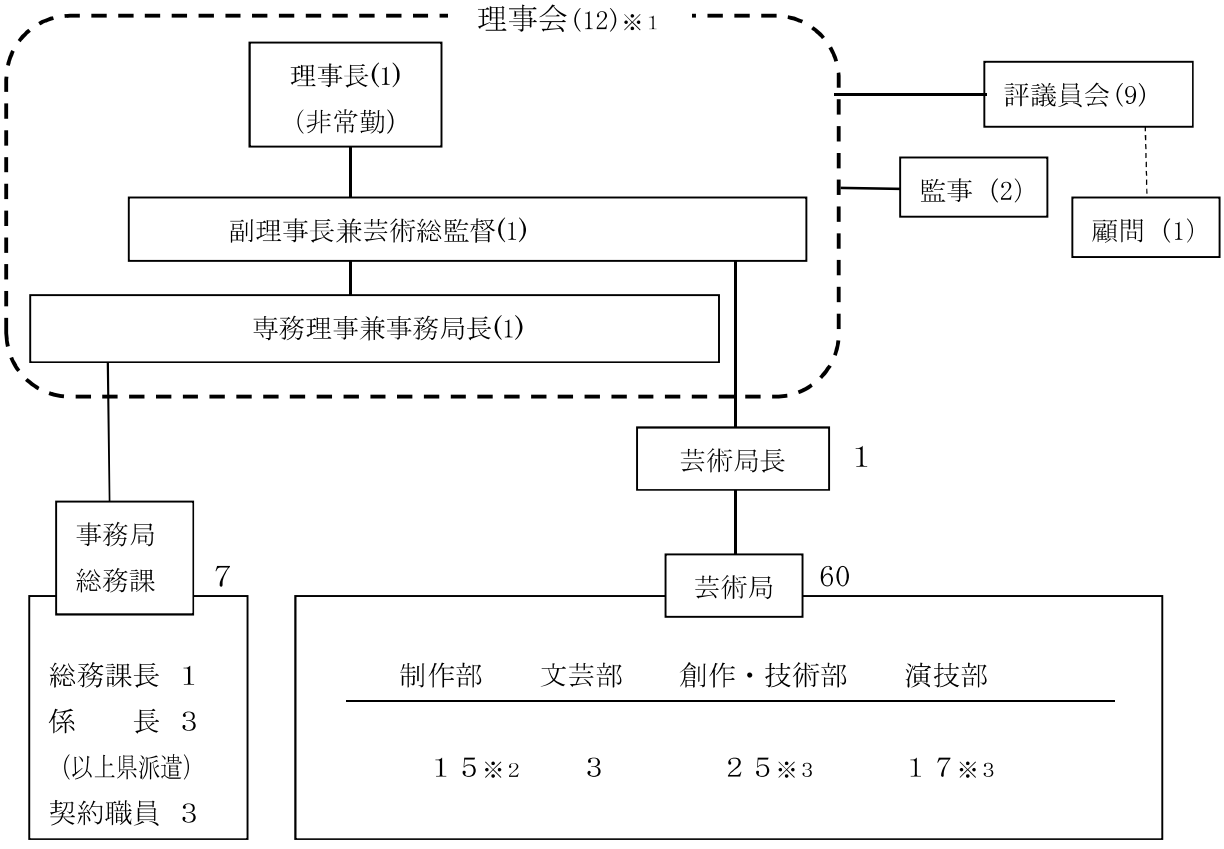

※１　理事、評議員の人数は令和６年３月１日時点の人数による。理事の人数は理事長、副理事長及び専務理事を含む

※２　芸術局長は制作部に再掲

※３　令和６年２月１日現在の創作・技術部、演技部の俳優等の短期契約を含む人数による

３　財産の運用

財団の基本財産、積立資金及び運用財産については、資産運用規程に基づき、国債、公債又は定期預金等の元本返還が確実な方法で運用に努める。

４　事業計画

【公益事業】

舞台芸術の創造と公演活動や、優れた舞台芸術の紹介、舞台芸術に関する人材の育成、舞台芸術活動の支援を行うことで、芸術文化の振興を図り、静岡県を『演劇の都』とすることで、世界各国の文化との交流の促進や、優れた特徴ある静岡県の情報を国内外に発信する事業を実施する。

（１） 舞台芸術の創造と公演

ア　舞台芸術作品の創造と公演

（ア）　ふじのくに⇄せかい演劇祭２０２４

静岡から世界に向けて情報発信する国際的な舞台芸術の祭典

時　期	内　　容	会　場
４月 27 日(土)～ ５月６日(月・振休)	『かもめ』(ドイツ) 『友達』(静岡・鳥取) 『楢山節考』(富山) 『マミ・ワタと大きな瓢箪』(フランス)	静岡芸術劇場 舞台芸術公園 グランシップ

（イ）ふじのくに野外芸術フェスタ２０２４における公演

駿府城公園での取組に加えて、浜名湖花博２０２４会場において公演を行うなど、県内で広域にふじのくにの魅力を発信し、国内外からの誘客・交流人口のさらなる拡大や賑わいの創出を図る。

時　期	内　　容	会　場
５月３日(土・祝) ～６日(月・振休)	『白狐伝』の公演	駿府城公園 紅葉山庭園前広場
５月 25 日(土)		浜名湖花博会場 (浜名湖ガーデンパーク)
５月４(土・祝)～ ６日(月・振休)	『ストレンジシード静岡 2024』の開催	駿府城公園各所 静岡市役所前ほか

（ウ） 秋→春のシーズン公演

10月から３月にかけて、『イナバとナバホの白兎』、『象』、『メナム河の日本人』の３演目を上演する。

（エ）「TECH BEAT Shizuoka　2024」における公演

県内企業と首都圏を中心としたスタートアップ企業とのビジネスマッチングを促すイベント「TECH BEAT Shizuoka 2024」にて、ＳＰＡＣの公演を実施する。

（オ）出張公演

時　期	内　　容	会　　場
１２月	『イナバとナバホの白兎』	浜松市福祉交流センター（浜松市） 沼津市民文化センター（沼津市）

（エ）県外公演

時　期	内　　容	会　　場
５月	『友達』	鳥の劇場（鳥取市） 米子市文化センター（米子市）
９月	『象』	利賀芸術公園内（富山県南砺市）

（オ）海外公演

時　期	内　　容	会　　場
６月	『天守物語』	孤独外劇場（アウト・ライブラリ・シアター）（中国）

（カ）ふじのくに⇄せかい演劇祭２０２５の開催準備

令和７年度に開催する「ふじのくに⇄せかい演劇祭２０２５」の内容検討や広報等の準備を行う。

イ　その他の取組

（ア）「おはなし劇場」

子育て世代の親子を対象とし、絵本の読み聞かせとは違い、俳優の声と音楽でつくる物語の世界を創作し、親子に演劇について理解を深めてもらう。

（イ）「出張劇場・出張朗読公演」

自治体等が主催する各種イベントにおいて、ＳＰＡＣならではのパフォーマンスを実施する。

（ウ）インクルーシブシアター「てあとるてをとる」

乳幼児と保護者や、障がい者とその補助者を対象としたバリアフリーなインクルーシブシアターを創作、上演する。静岡芸術劇場での上演のほか、特別支援学校等でのアウトリーチ活動を行う。

（２）舞台芸術に関する人材育成

ア「中高生舞台芸術鑑賞事業」の実施

県内の中学生及び高校生に、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、静岡芸術劇場に加えて、東部、西部地区にＳＰＡＣのサテライト会場と位置付ける拠点を設け、取組をより充実強化していく。

時　期	演　　目	公演数	会　　場
10 月～３月	『イナバとナバホの白兎』 『メナム河の日本人』	51 回※	静岡芸術劇場 浜松市福祉交流センター（西部拠点） 沼津市民文化センター（東部拠点）

※　公演数は３月１日現在

イ　ＳＰＡＣ演劇アカデミーの実施

少数精鋭の高校生たちがＳＰＡＣの俳優・スタッフ等による指導の下で演劇を学ぶ高校生を対象とした１年制の演劇塾。演技の基礎に加えて、上演に向けての稽古や、教養・英語・小論文の学習等により、思考力・対話力を養う。

時　期	内　　容	会　場
４月～３月	実技 ﾐｭｰｼﾞｶﾙ映画で学ぶ英語 等	舞台芸術公園 楕円堂　ほか

ウ　ＳＰＡＣシアタースクールの開催

県内の中学１年生から高校２年生の子どもとその保護者を対象に、講義や実技、鑑賞を通じて演劇の魅力をより深く体験してもらうプログラムを実施する。

また、最終日には、静岡芸術劇場でその成果を発表する。

時　期	募集人員	対　象　者	内　　容
８月	30 人程度	中学１年生から高校２年生とその保護者	演劇の基本学習、稽古、作品制作、発表

エ　「スパカンファン - プラス・プロジェクト」の実施

新しい舞台を創造するため、フランスの振付家メルラン・ニヤカム氏を迎え、国際的共同制作プロジェクトを実施する。具体的には、55 歳以上のダンサーたちと静岡県の中高生が出会う事業として、新たな作品等を創造する。

時　期	演　　目	公演数	会　　場
８月	ワークインプログレス成果発表会	２回	舞台芸術公園

オ　「高校演劇支援事業」の実施

ＳＰＡＣのスタッフや俳優の指導の下、稽古場などプロの現場を多面的に体験し、演出家・俳優・スタッフの役割や、演技、演出、スタッフワークなどを学ぶ１日演劇学校を開催する。

時　期	対象者	回数	会　　場
２月	県内の高校演劇部員	２回	舞台芸術公園

カ　おやこ小学校

小学生とその親が“同級生”として授業に参加し、同じ目線に立って共に学ぶ連続プログラム。静岡芸術劇場のほか、沼津、浜松でも実施する。

キ「放課後えんげき教室」

小学生の子どもが過ごす「放課後こども教室」や「放課後児童クラブ」において、ＳＰＡＣの俳優やスタッフが培ってきた経験や技術をもとにワークショップを実施する。

ク「みんなで育てよう！ダンスの種プロジェクト」

ＳＰＡＣのスタッフをダンスの講師として学校に派遣し、子どもたちがコンテンポラリーダンスを通して、身体と音楽で遊び、作品を創作するダンス教育の指導を支援する。

ケ「子どもが文化と出会う機会創出事業」

静岡県の委託を受けて、県内の学校等で行う演劇・ダンスのワークショップや部活動指導等の学校訪問プログラム、中学生、高校生に向けた県内出張公演を実施する。

コ 海外からの教育旅行の受け入れ

海外からの教育旅行を積極的に受け入れる。令和６年度は中国のミュージカル学校及びフランス・ルーアン市のコンセルヴァトワールの受け入れを予定している。

（３） 舞台芸術に関する活動の支援

ア　「ＳＰＡＣ県民月間」の開催

県内を中心に演劇やダンス、音楽等の舞台芸術活動を行っている団体の中から“ＳＰＡＣ県民劇団”を募集し、同団体が行う創造・上演活動を支援する。

時　期	内　　容	公演数	会　　場
８月・２月	県内の団体による演劇・ダンス公演 上演にあたり、ＳＰＡＣの照明・音響・制作の面で協力する。	未定	舞台芸術公園

イ　「人材派遣と技術支援」の実施

県内の大学や公共ホールなどへＳＰＡＣ専属スタッフ等を講師として派遣するなど、他団体が行う舞台公演の支援を行う。

ウ　ミニミュージアムてあとろんの運営

舞台芸術公園の魅力向上と舞台芸術への理解醸成を図るため、舞台芸術の歴史やＳＰＡＣの歩み等を掲示するミニミュージアムを運営する。

エ　「舞台芸術に関する論考テキスト」の発行

現代社会における舞台芸術の役割を多角的に検証するため、「ふじのくに⇄せかい演劇祭」や「秋→春のシーズン」のテーマ等について、各界の専門家による対談や論考を掲載したテキスト等を発行する。

（４）　静岡県舞台芸術公園の管理（県からの指定管理業務）

県から指定管理者の指定を受け舞台芸術公園の維持管理業務を実施する。

指定管理業務の内容		
施設内整備	電機設備保守点検	舞台音響設備保守点検
施設内清掃	給水設備保守点検	舞台機構設備保守点検
空調設備保守点検	汚水処理施設保守点検	植栽等園地管理
消防設備保守点検	舞台照明設備保守点検	公園内施設の各種修繕

（５）賛助会員及びＳＰＡＣの会の募集

観客とＳＰＡＣとの交流を深めるため、会員の増加に向けて、積極的に法人等への営業活動を行う。

【収益事業】

（１）　「カフェ・物販事業」の実施

舞台芸術への理解や知識を深めるとともに、ＳＰＡＣの活動に親しみを持つことを目的に、書籍、Ｔシャツ等の作成・販売やカフェの営業等を行う。

（２）　「静岡県舞台芸術公園飲料自動販売機設置運用事業」の実施

静岡県舞台芸術公園の利用者サービスの向上と当法人の収入増を図るため、静岡県舞台芸術公園に飲料自動販売機を設置し運用する。

※　収益事業の利益は、公益事業の財源とする。

収支予算書（当初予算）

令和6年４月１日から令和7年３月31日まで

（単位：千円）

科　　目	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
（1）経常収益			
基本財産運用益	5,808	5,808	0
基本財産受取利息	5,808	5,808	0
基本財産売却益	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0
受取会費	9,000	9,000	0
受取会費	9,000	9,000	0
事業収益	62,880	69,360	△ 6,480
入場料収益	18,010	18,060	△ 50
出演料収益	34,870	45,300	△ 10,430
参加料収益	1,000	1,000	0
販売収益	500	500	0
その他の収益	500	500	0
派遣収益	8,000	4,000	4,000
受取補助金等	469,297	501,700	△ 32,403
受取補助金	235,000	235,000	0
受取国庫補助金	53,000	53,000	0
受取受託金	171,297	203,700	△ 32,403
受取民間助成金	10,000	10,000	0
受取負担金	15,000	36,951	△ 21,951
受取負担金	15,000	36,951	△ 21,951
受取寄付金	20,300	20,300	0
受取寄付金	300	300	0
受取寄付金振替額	20,000	20,000	0
（基本財産取崩振替額）			
雑収益	1,500	200	1,300
雑収益	1,500	200	1,300
経常収益計	583,785	643,319	△ 59,534

収支予算書（当初予算）

令和6年４月１日から令和7年３月31日まで

（単位：千円）

科　　目	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
（2）経常費用			
事業費	551,785	611,319	△ 59,534
報酬	240,164	260,938	△ 20,774
給料手当	30,500	32,500	△ 2,000
退職給付費用	0	0	0
賞与引当金	1,600	1,600	0
福利厚生費	5,158	5,158	0
旅費交通費	16,968	28,170	△ 11,202
通信運搬費	5,500	7,000	△ 1,500
減価償却費	3,158	3,158	0
消耗品費	8,984	22,482	△ 13,498
修繕費	12,163	12,663	△ 500
印刷製本費	5,186	6,186	△ 1,000
光熱水料費	24,823	24,823	0
使用料及び賃借料	30,221	31,492	△ 1,271
保険料	1,531	2,031	△ 500
災害保険料	547	547	0
諸謝金	26,813	31,813	△ 5,000
租税公課	4,969	4,969	0
支払負担金・補助金・交付金	11,500	14,387	△ 2,887
支払利息	500	656	△ 156
委託費	116,000	114,999	1,001
雑費	500	757	△ 257
食料費	1,000	2,078	△ 1,078
手数料	4,000	2,912	1,088

収支予算書（当初予算）

令和6年４月１日から令和7年３月31日まで

（単位：千円）

科　　目	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
管理費	32,000	32,000	0
報酬	0	0	0
役員報酬	500	400	100
会議費	300	300	0
給料手当	12,928	13,928	△ 1,000
退職給付費用	332	332	0
賞与引当金	400	400	0
福利厚生費	3,024	3,024	0
旅費交通費	200	112	88
通信運搬費	177	177	0
減価償却費	0	0	0
消耗品費	441	541	△ 100
修繕費	50	126	△ 76
印刷製本費	5	5	0
光熱水料費	6,303	6,303	0
使用料及び賃借料	1,654	1,654	0
保険料	100	119	△ 19
災害保険料	204	197	7
諸謝金	22	22	0
租税公課	414	414	0
支払負担金・補助金・交付金	145	145	0
支払利息	0	0	0
委託費	4,500	3,500	1,000
雑費	16	16	0
食料費	9	9	0
手数料	276	276	0
経常費用計	583,785	643,319	△ 59,534
当期経常増減額	0	0	0

収支予算書（当初予算）

令和6年４月１日から令和7年３月31日まで

（単位：千円）

科　　目	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
２．経常外増減の部			
（１）経常外収益			
経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
（２）経常外費用			
経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
（特定費用準備資金取崩計画額）	0	0	0
（特定費用準備資金繰越予定額）	0	0	0
一般正味財産期首残高	9,259	9,259	0
一般正味財産期末残高	9,259	9,259	0
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	20,000	20,000	0
当期指定正味財産増減額	△ 20,000	△ 20,000	0
指定正味財産期首残高	1,269,483	1,289,483	△ 20,000
指定正味財産期末残高	1,249,483	1,269,483	△ 20,000
Ⅲ　正味財産期末残高	1,258,742	1,278,742	△ 20,000

（注記事項）

１　借入金限度額　　200,000千円